

全国中学生少林寺拳法大会規則

第1章 総則

第1条 目的

全国の中学校における少林寺拳法部員・一般財団法人 少林寺拳法連盟所属の生徒達の親睦交流と技術の向上をはかり、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、中学生の健全な精神と肉体を育成することを目的とする。

第2条 態度

選手は、少林寺拳法の本質にのっとり、その目的を確認し、少林寺拳法拳士として競技場の内外において明朗闊達に行動し、またいたづらに選手個人や母校・所属の名誉・勝利のみにとらわれることなく、正々堂々と演武を行わなければならない。

第2章 参加資格及び参加申込

第3条 参加資格

- (1) 一般財団法人 少林寺拳法連盟の普通個人会員である中学生で、大会実施要項により、大会の参加資格を得た者。
- (2) 当該年度の個人登録及び会費納入が完了していること。
- (3) 参加費を期日までに納入していること。

第4条 選手登録及び参加制限

- (1) 組演武の部・単独演武の部の選手登録は、1人1回とする。
- (2) 団体演武の部及び論文の部は、他の種目との重複登録を認める。
- (3) 組演武の部及び団体演武の部の選手の組合せは、同一所属のみ可とする。
ただし、男女混成の組合せは不可とする。
- (4) 団体演武の部の構成人数は、6名または8名とする。
なお、選手登録は、上記人数に補欠2名を加えた人数まで可とする。
- (5) 選手（団体演武の部における補欠も含む）は、都道府県における代表選考時に選手として登録された者（選考会・予選会等への参加申込をした者）に限る。
- (6) 参加申込時に登録した者以外が出場した場合は、失格とする。
- (7) 各種目の出場組数の詳細は、大会実施要項に記載のとおりとする。

第5条 参加申込

大会参加申込は、都道府県代表者が取りまとめ、一括して行う。

第6条 参加費

参加者は、参加費を次のとおり納入しなければならない。

- | | | |
|-------------------|-------|---------|
| (1) 単独演武・組演武・論文の部 | 1名につき | 4,000円 |
| (2) 団体演武の部 | 1組につき | 20,000円 |
| (3) ゼッケン | 1枚につき | 1,000円 |

第3章 競技種目及び表彰

第7条 基本姿勢

競技種目は、中学生の身体的条件および経験を考慮し、安全かつ将来の向上を可能とするものとし、それ以上に高度なものや体操競技的な技術の使用は避ける。

第8条 競技種目

競技種目は、次のとおりとする。

- (1) 男子 単独演武の部、組演武の部、団体演武の部
- (2) 女子 単独演武の部、組演武の部、団体演武の部
- (3) 男女 論文の部

第9条 表彰

各競技とも1位から6位までを表彰する。
ただし、副賞については実行委員会に一任する。

第4章 競技方法

第10条 服装及び態度

- (1) 大会目的に反する頭髪・服装・態度の者の出場は認めない。

- (2) 道衣・袖章・帯は少林寺拳法公認のものを着用する。
- (3) 大会指定のゼッケンを道衣背部に取り付ける。
なお、取付位置は、ゼッケンの上辺が道衣背部の上部縫い目に沿う位置とし、安全対策上、上下左右の辺すべてを縫い付けること。
- (4) 道衣・袖章・帯・ゼッケン以外のものを身に着けたり持ったりしない。(例：胴・はちまき等)
- (5) 男子は、原則として道衣の下にシャツを着用しない。
- (6) 女子が道衣の下に着用するシャツは、白色(ワンポイント入可)のものに限る。
- (7) 髪型は、武的要素の観点から端正な髪型とし、極端な長髪は避ける。
なお、髪留めを使用する場合は、金属及びプラスチック製の髪留めやリボン等は使用せず、黒又は紺色の髪留めゴムを使用し、後ろ髪1個所のみ使用可とする。
- (8) 競技中の眼鏡・ハードタイプのコンタクトレンズの使用は原則禁止とする。
なお、やむを得ず眼鏡を着用する場合は、事前に保護者記入の誓約書を提出し、競技中はバンド等で固定する。
- (9) 上記(1)～(8)に違反した場合や、「少林寺拳法競技規則 細則 服装規定」に違反した場合は、失格とする。

第11条 演武の構成及び武階と使用できる技

- (1) 都道府県における選考会・予選会等への参加申込時の武階に応じた技を使用する。
- (2) 団体演武については、演武者の最高武階の最終科目内(資格内)の技が使用できる。
- (3) 資格外の技の使用は、一技につき総合点より10点減点する。
ただし、次のとおり使用技に許容範囲を設ける。
 - ① 演武者が「見習・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
 - ② 演武者が「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。
- (4) 団体演武の構成の編成については、少林寺拳法競技規則に準じ、1構成目と6構成目は単独演武、2～5構成目は組演武とする。

第12条 競技場

- (1) コートの広さは、原則として7m四方とし、区画線は幅5cmから10cmの白線とする。団体演武のコートは9m四方の広さも可とする。
ただし、マットを敷設し、マットの色によりコートを示すことも可とする。
なお、演武中、区画線を越えても減点とはならないが、演武終了後、審判員は必要に応じて注意を行う。
- (2) 競技出場前の待機については、主審席対面で待機せず、指定された次待機場所(ネクストコーナー)で、ウォーミングアップをして待機する。
なお、ウォーミングアップは、競技及び審査の妨害にならない程度での練習も可とする。
ただし、気合いを出すことは不可とする。

第13条 競技の開始と終了

- (1) 組演武は、相対合掌礼により開始し、相対合掌礼により終了するものとする。
- (2) 単独演武及び団体演武は、主審席への合掌礼により開始し、主審席への合掌礼により終了するものとする。
- (3) 演武開始時、終了時に定められた合掌礼が行われない場合は、失格とする。
- (4) 演武は、コートの中央より始まり、中央付近で終わることとする。

第14条 演武時間

- (1) 演武時間は、組演武・団体演武は1分30秒以上2分以内、単独演武は1分以上1分30秒以内とし、未満超過は10秒ごとに総合点より5点減点する。
- (2) 組演武・団体演武が3分を越える場合、単独演武が2分30秒を越える場合は、失格とする。

第15条 組合せ

演武順は、ランダム抽選によって決定する。

第16条 予選通過組数

大会の目的に鑑みて、より多くの準決勝・決勝出場数が望ましい。決勝への進出組数はおよそ12～18組とするが、その決定は大会実行委員会に一任する。

第5章 審判基準

第17条 判定

- (1) 審判員による採点法により、順位を決定する。
- (2) 順位は、総合点（最高300点）より減点分を引いた点の高い組より決める。
- (3) 審判員は、演武の技術度、表現度を併せて採点し、その結果を明示する。
- (4) 審判員の判定に対しては、異議申し立てを認めない。

第18条 審判員数及び算出方法

- (1) 審判員数は、5名を原則とする。
- (2) 主審及び副審5名が、おのおの技術度（60点）と表現度（40点）を採点し、最高点・最低点を除いた審判員3名の合計を総合点とする。
なお、最高点が同点の場合は、技術度の得点の低い方を残し、最低点が同点の場合は、技術度の得点の高い方を残すものとする。

第19条 審判員の配置

審判員と関係のある者（審判員と同所属の選手等）が出場しているコートには、当該審判員は配置しない。

第20条 審判員資格

- (1) 少林寺拳法公認審判員認定規則に定める公認審判員とする。
- (2) 審判団は、1級審判員と都道府県推薦審判員を中心とする。

第21条 採点基準

- (1) 演武は、中学生として少林寺拳法の基本を忠実に実行しているかを判断し、見栄えや派手さ、速さにとらわれず、技術の正確さに重点をおいて採点する。
- (2) 評価基準は、少林寺拳法演武審査要領による。
- (3) 技術度は部分評価であり1構成ごとに審査し、表現度は全体評価であり審査項目により審査する。

第22条 同点の取扱い

同点の場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 総合点の技術度の高い方を上位とする。
- (2) なおも同点の場合は、主審の合計点が高い方を上位とする。
- (3) なおも同点の場合は、主審の技術度の得点の高い方とする。
※上記の場合、主審の採点が総合点に加算されているか否かは問わない。
- (4) なおも同点の場合は、審判団協議の上決定する。
ただし、(4)の審判団協議を実施するのは、決勝の1位から6位を決定する場合のみとし、その他は、(1)～(3)を見て同点の場合は、同点同順位とする。
※準決勝・決勝進出者数・組数が増加する場合がある。

第6章 罰則

第23条 出場資格の取消し

すでに述べた条項の失格条件の他に、「第1章 総則」に定める内容に大きく反する場合は、審判委員長あるいは大会実行委員会が、当該の選手に対して失格を宣言することがある。

第7章 関連する諸規則等

第24条 準拠すべき諸規則

本文に記載なき事項は、次の諸規則による。

- (1) 少林寺拳法競技規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- (2) 少林寺拳法審判規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- (3) 少林寺拳法演武審査要領（一般財団法人 少林寺拳法連盟）

第25条 救護・事故の対策

「全国中学生少林寺拳法大会救急事故対策規定」（別紙）を適用する。

第8章 附則

第26条 本規則の改廃は、一般財団法人 少林寺拳法連盟において審議決定する。

本規則は、平成19（2007）年 1月 4日より施行する。

本規則は、平成19（2007）年12月 9日より一部改正し施行する。

本規則は、平成21（2009）年 4月 1日より一部改正し施行する。

本規則は、平成22（2010）年 1月 4日より一部改正し施行する。
本規則は、平成23（2011）年 1月 4日より一部改正し施行する。
本規則は、平成24（2012）年10月28日より一部改正し施行する。
本規則は、平成25（2013）年12月 8日より一部改正し施行する。
本規則は、平成28（2016）年 1月31日より一部改正し施行する。
本規則は、平成29（2017）年 2月19日より一部改正し施行する。
本規則は、平成30（2018）年 2月25日より一部改正し施行する。
本規則は、令和 元（2019）年 2月24日より一部改正し施行する。
本規則は、令和 3（2021）年 3月12日より一部改正し施行する。
本規則は、令和 4（2022）年 2月25日より一部改正し施行する。
本規則は、令和 5（2023）年 4月 7日より一部改正し施行する。